

郡山市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

郡山市長 品川 萬里

郡山市規則第7号

郡山市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市老人福祉センター条例施行規則（平成2年郡山市規則第25号）の一部を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(使用許可申請)</p> <p>第2条 郡山市老人福祉センター（以下「センター」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ郡山市老人福祉センター使用許可申請書（第1号様式）を市長（条例第19条第1項の規定により指定された指定管理者の指定の期間中にある場合は、指定管理者。次条及び第3条の2において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第3条 市長は、センターの使用を許可したときは、郡山市老人福祉センター使用許可書（第2号様式。以下「使用許可書」という。）を申請人に交付する。</p> <p>(使用許可の変更手続)</p> <p>第3条の2 センターの使用許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、郡山市老人福祉センター使用変更許可申請書（第3号様式）に使用許可書を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する変更の許可をしたときは、郡山市老人福祉センター使用変更許可書（第3号様式の2）を申請人に交付する。</p> <p>(使用料の納入)</p> <p>第3条の3 条例第9条に規定する使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより納入しなければならない。</p>	<p>(使用許可申請)</p> <p>第2条 郡山市老人福祉センター（以下「センター」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ郡山市老人福祉センター使用許可申請書（第1号様式）を市長（条例第19条第1項の規定により指定された指定管理者の指定の期間中にある場合は、指定管理者。次条及び第3条の2において同じ。）に提出しなければならない。<u>ただし、浴室又は浴衣を使用する場合には、使用しようとする日までに口頭により申請するものとする。</u></p> <p>(使用許可)</p> <p>第3条 市長は、センターの使用を許可したときは、郡山市老人福祉センター使用許可書（第2号様式。以下「使用許可書」という。）<u>又は郡山市老人福祉センター使用券（第3号様式。以下「使用券」という。）</u>を申請人に交付する。</p> <p>(使用許可の変更手続)</p> <p>第3条の2 センターの使用許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、郡山市老人福祉センター使用変更許可申請書（第3号様式の2）に使用許可書を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する変更の許可をしたときは、郡山市老人福祉センター使用変更許可書（第3号様式の3）を申請人に交付する。</p> <p>(使用料の納入)</p> <p>第3条の3 条例第9条に規定する使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより納入しなければならない。</p>

(1) (略)

(2) (略)

2 (略)

(遵守事項)

第6条 センターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) (略)

(2)～(4) (略)

(1) (略)

(2) 第2条ただし書の規定による浴室又は浴衣使用の許可を受けようとする者 使用券の交付を受けようするとき。

(3) (略)

2 (略)

(遵守事項)

第6条 センターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) (略)

(2) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。

(3)～(5) (略)

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第3号様式を削り、第3号様式の2を第3号様式とし、第3号様式の3を第3号様式の2とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に提出されている改正前の郡山市老人福祉センター条例施行規則（第4項において「改正前の規則」という。）による様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の郡山市老人福祉センター条例施行規則（第4項において「改正後の規則」という。）の様式とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

4 この規則の施行前に改正前の規則の規定により交付された使用許可書及び使用変更許可書は、改正後の規則により交付された使用許可書及び使用変更許可書とみなす。

第1号様式（第2条関係）

郡山市老人福祉センター使用許可申請書

年 月 日

郡山市長(指定管理者)

申請人 住 所 \_\_\_\_\_  
 団 体 名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり使用したいので申請します。

許可番号 第 号

使 用 目 的					
使 用 者 責 任 者	住 所	電話( ) —			
	団 体 名 及 び 氏 名	団体名	氏名		
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで			
使 用 時 間		午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで			
使 用 場 所					
設 備 等 の 使 用					
使 用 人 員		人			
備 考					
使 用 料 金 (利 用 料 金)	施設使用料 (利用料金)	加算使用料 (利用料金)	設 備 等 使 用 料 (利用料金)	免 除 額	合 計
	円	円	円	円	円

※ 太線枠内に必要事項を記入してください。

申請のとおり許可してよろしいでしょうか。				受付	年 月 日
				起案	年 月 日
				決裁	年 月 日

第2号様式（第3条関係）

郡山市 老人福祉センター 使用許可書

年 月 日

様

郡山市長（指定管理者） 印

次のとおり許可します。

					許可番号 第 号
使 用 目 的					
使 用 者 責 任 者	住 所	電話( ) ー			
	団 体 名 及 び 氏 名	団体名	氏名		
使 用 期 間		年 月 日から		年 月 日まで	
使 用 時 間		午前・午後 時 分から		午前・午後 時 分まで	
使 用 場 所					
設 備 等 の 使 用					
使 用 人 員					
備 考					
使 用 料 ( 利 用 料 金 )	施設使用料 (利用料金)	加算使用料 (利用料金)	設 備 等 使 用 料 (利用料金)	免 除 額	合 計
	円	円	円	円	円

- 1 使用の際は、この許可書を提示してください。
- 2 使用した施設及び備品は原状に復し、整理整頓してください。
- 3 風紀及び秩序を乱すことはしないでください。
- 4 使用の許可のない施設、設備等を使わないでください。
- 5 その他職員の指示に従ってください。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 4 指定管理者がこの処分を行った場合は、2中「郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）」を「当該処分を行った指定管理者を被告として」と読み替えます。